

**女性活躍推進法に基づく
遠別町特定事業主行動計画**

令和3年4月

遠別町

遠別町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

遠別町
遠別町議会
遠別町教育委員会
遠別町農業委員会

遠別町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、遠別町、遠別町議会、遠別町教育委員会、遠別町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

遠別町では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

法第15条の第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題について対応するものから順に掲げている。

①職員の採用について

令和7年度までに、一般行政職の採用受験者の女性割合を令和元年度の実績

(22.2%)より引き上げ、30%以上にする。

②継続就業及び仕事と家庭の両立支援

- ・令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ・令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

③長時間勤務の解消

- ・令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、令和元年の実績(9日)より引き上げ、15日以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

①職員の採用について

- ・令和3年度より、仕事と子育てに励む女性職員が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

②継続就業及び仕事と家庭の両立支援

- ・令和3年度より、出産を控えている全ての男女に対し、総務係より各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の利用促進に関する助言を行う。

③長時間勤務の解消

- ・令和3年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。